

平成22年4月22日

於 本庁舎5階委員会室

平成22年4月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成22年4月大和市教育委員会定例会

平成22年4月22日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	青	蔭	文	雄
2番	委員	山	田	己	智恵
3番	教育長	滝	澤		正
4番	委員	森	山		寛
5番	委員長	田	村		繁

事務局出席者

教育部長	井上純一	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	浜田和博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	名取正
青少年相談室長	松岡路秀	こども・青少年課長	阿部通雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦	スポーツ課長	林武人
書記			
教育総務課政策調整担当係長	飛田幸人	教育総務課政策調整担当主任	坂本勝敏

日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
日程第 1 (議案第16号) 大和市社会教育委員の委嘱について
日程第 2 (議案第17号) 大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について
日程第 3 (議案第18号) 平成22年度大和市奨学生の選考について(諮問)
日程第 4 (議案第19号) 大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について(諮問)
日程第 5 (議案第20号) 「教科書採択についての請願」について
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

田 村
委員長

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、4番、森山委員、1番、青蔭委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

滝 澤
教育長

報告の前に1つお知らせしておきます。昨日、片山泉さんという方から食育カルタというものを、学校とこども部へ寄贈いただきました。市内の全ての小学校に寄贈いただけるということで、午前中に贈呈式があり、午後には、桜丘小学校の5年生が食育カルタを使った食育学習が行われました。

それに伴いNHKのテレビが入り、昨晚の6時台、それから8時45分の首都圏ニュース、その中で紹介されました。食育カルタの後も学校では指導を工夫し、子ども達が元気よく食育の学習をしていたという報告がありました。今後、各校にそれを広げていこうと思っております。

それでは、教育長報告に移らせていただきます。

7番小中校長会の中で、各小学校、中学校の校長に私から話をしたことについて、共通理解をしていただくために報告します。

まず、新学習指導要領の展開へ向けてということで、小学校は来年、中学校は再来年から完全実施となります。子どもたちの「生きる力」をどのようにつけていくかということの中で、学習における学びのリアリティーをどう構想化し実践していくかという、この辺については学校を挙げての対応をお願いしました。

2点目として、今年度教育課程の検討プロジェクトを立ち上げて、教育課程全体を見直していきます。1年間かけて検討し、23年4月の実施を目指し、会議を進めていきます。校長、教頭、それから総括教諭にプロジェクトの委員になっていただき、教育課程について協議していただくというようなことをお願いしました。

3点目として、読書活動の充実に向けた学校図書館施設整備、それが

ら9月以降小学校に図書館司書を配置します。これらの事業に関連し、子どもたちの読書活動の充実、それから読書習慣を身につけていただきたいということをお願いしました。

4点目として、給食指導の推進ということで、6月下旬から米飯給食が週2.2回から週4回になりますので、その対応についてお話ししました。子どもたちの心身のよりよい成長発達となるよう教育環境整備を推進していくと話しました。

最後に、昨年度大和市においては教職員の不祥事が3件ほどありました。重い処分もありました。そういうことを受け、平成22年度は、教職員不祥事ゼロ運動の展開ということで、これは教育委員会、それから各学校現場の研修等を相当濃密に対応してゼロを目指していくということで、校長に強く協力を求めました。

続いて9番、第1回の学校運営研修会、これは教頭と総括教諭の研修会ですが、ここでも校長をお願いしたのと同様の発信をしました。

次に12番、神奈川県教育委員会の教育長が4月1日付で藤井良一教育長に代わりました。そこで、4月16日に県教委へ表敬訪問に参りました。藤井教育長と教育局の富田局長、お2人に会ってまいりました。私と井上教育部長の2人で参り、その席上で、昨年度の不祥事についての謝罪と今年度の取り組みについてお話をさせていただきました。それから栄養教諭の配置について、これは議会でも全会一致で意見書を採択されていますので、その配置についてお願いしました。また、特別支援学校について、大和市の小学校、中学校の支援学級に在籍する児童生徒数も多いため、大和市への支援学校の設置の要望等を強くしてきたところです。

次に15番、県央事務所管内の教育長会議が4月19日にございました。昨年までの愛甲教育事務所と高相津久井教育事務所、この2つの教育事務所が統合され県央教育事務所になり、そのスタートということで会議がございました。

まず、管轄の区域については、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、それから愛川町、清川村。給与事務については相模原市が一部

入ります。基本的には5市1町1村が管轄区域になるということです。所在地は厚木市の水引1-11-13、厚木合同庁舎の分庁舎5階が県央教育事務所の事務所になります。

管内の小・中学校の内訳ですが、学校数は、小学校が85校、中学校が44校、合計128校。職員数は、小学校が2,236、中学校が1,242、合計が3,478名。児童・生徒数は、小学校が4万6,533名、中学生が2万1,912名、合計6万8,445名となっております。

それから、スタッフについて、所長は今年の愛甲教育事務所長であった山本金五所長になりました。副所長については、高相教育事務所の副所長でありました溝呂木先生が副所長になりました。

組織の中では職員課というのがあり、その中に職員課長、これは副所長が兼務されていましたが、今年度から職員課長が配置されました。ここには県教育委員会職員課の主幹が課長で参りました。その主幹は大和市立中学校の教員であった水嶋課長ということです。以上です。

田 村
委員長

教育長の報告が終わりました。

質疑、ご意見等ございますか。

(「ありません」の声)

田 村
委員長

校長会で教育長が申しました教職員の不祥事に関する件については、教育委員会初め、各校とも襟を正してやっていく必要があると私ども自覚いたしておりますので、徹底の方よろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

議 事

田 村
委員長

再開します。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第16号「大和社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

西山
生涯学習
センター
館長

社会教育法第15条で、社会教育委員は教育委員会が委嘱するとなっておりますので、この教育委員会で委嘱をお願いするものであります。

現在、社会教育委員は第26期になっており、任期は平成21年6月1日から平成23年5月31日までで、11人の委員の方をお願いしておりましたが、ここで辞任等がありましたので、後任の委員の委嘱をお願いするものです。

お願いする委員の委嘱期間は前任者の残任期間となります。

辞任等をされる委員は、まず、丸田昭文委員ですが、校長会の役員変更のためにここで辞退をされたものです。

お2人目の中川知子委員ですが、4月7日にご逝去されましたので、ここでご辞任になります。

丸田委員の後任には、校長会からの推薦を受けた委員として、菅原信昭氏をお願いをしたいと思います。

菅原氏は、市社会教育課の社会教育主事や県教育局生涯学習文化財課の課長代理として奉職されておりましたので、適任の委員の推薦をいただいたものと考えております。

中川委員の後任については、現在後任の推薦依頼をしておりますので、次回の教育委員会にお諮りしたいと思います。以上です。

田村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

何かございますか。

(「ありません」の声)

田村
委員長

ないようですので、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

本件の議案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

田村
委員長

異議なしということですので、議案第16号は可決いたしました。

続いて、日程第2 議案第17号「大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大澤学校教育課長。

大澤
学校教育
課長

それでは、日程第2 議案第17号「大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について」説明いたします。

大和市奨学生選考審査会委員の任期は2年ではありますが、平成22年4月30日をもって任期満了となります。したがって、新たな委員の委嘱をいたす審議をお願いするものであります。

なお、選考審査会委員は、大和市奨学生選考審査会規則第2条によりまして、民生委員の代表者、小学校長会の代表者、中学校長会の代表者、それぞれの選出母体からの推薦によるものです。

新委員の任期は、平成22年5月1日より平成24年4月30日となっております。以上です。

田村
委員長

細部説明は終わりました。

質疑、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声)

田村
委員長

ないようですので、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

本件の議案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

田村
委員長

異議なしということですので、議案第17号は可決いたしました。

続いて、日程第3 議案第18号「平成22年度大和市奨学生の選考について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。大澤学校教育課長。

大澤
学校教育
課長

大和市では、経済的な理由により、高等学校課程の就学が困難な家庭に対して奨学金を給付しております。平成22年度奨学金の月額額は、平成21年度同様9,000円となっております。給付人数も昨年度同様、新規で25名です。

平成22年度の申請者は全体で42名です。この42名の申請者より、25名の奨学生と5名の補欠奨学生を選出することを選考審査会に諮問するものです。選考審査会では、家庭状況調書、学校長の推薦書類等を審査し、総合的に判定し選考いたします。以上です。

田 村
委員長

細部説明は終わりました。質疑、ご意見等ございますでしょうか。
森山委員。

森 山
委 員

奨学生の選考基準を先ほど見せてもらいましたが、この基準で42人から25人にどのように絞り込むのかについては、私が選考委員になっても困るという感じがいたします。

今回、高校無償化というようなこともありますので、選考基準を含めて、制度を見直すいい時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大 澤
学校教育
課 長

奨学金給付規則には、「学資の支弁が困難であること」や「学業成績が優良であり品行方正である」と記しておりますが、家庭の経済状況等をまず基本に考えながら選考していくということになっております。

森山委員からご指摘がありました。今年度から公立高等学校の授業料無償化、また私立の高等学校では就学支援金制度等始まりましたので、こういった授業料無償化等の動きや県内各地の動向について注視しながら、制度のあり方について本年度検討していく考えです。

田 村
委員長

例年問題になりますが、学校間に非常に格差があります。例えば光丘中学校は、昨年は1名でしたが、今年は一挙に12名と。この年度の生徒たちにそういう該当者がたまたま多かったのか、それとも学校の働きかけの程度によるものかと、これは各校とも、家庭への周知の仕方はほぼ統一的にされているのでしょうか。

大 澤
学校教育
課 長

この点につきまして、各学校長には、通知文書のみならず、校長会において、三者面談等を通じて保護者に十分周知を図るようには伝えてありますので、そういった意味で、学校間でばらつきがないように周知をし、その結果、推薦が上がってくるよう注意を促しております。

田 村
委員長

南林間中学校は、今年はずゼロです。昨年は1名か2名であったと思いますが、年度によって該当する生徒たちが多かった、少なかったということだと、今の話から推察してよろしいかと思えます。

ほかにご意見ございますか。

あとは選考委員会に委ねて、選考基準、特に家計の方を中心に選ばざるを得ないと思えますが。

田 村
委員長

他にご意見がなければ、質疑を終結いたします。
これより議案第18号について採決をいたします。
本件の議案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

田 村
委員長

異議なしということですので、議案第18号は可決いたしました。
続いて、日程第4 議案第19号「大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。林スポーツ課長。

林
スポーツ
課 長

大和市スポーツ振興審議会への諮問について、1点目は大和市スポーツ施設設置条例で規定します有料スポーツ施設の利用に当たっての市外登録利用者の利用料金について。もう一点が、スポーツセンター、体育会館の利用時間区分の変更について、という内容になります。

1点目「市外登録利用者の利用料金について」。背景として、大和スポーツセンターは、敷地が県有地であり、県から使用の条件として、県内にスポーツ施設が少ないことから、大和市民のみならず広く地域住民が利用できる施設として位置づけて欲しいという旨の指導を受けておりました。

このため、昭和59年4月に神奈川県との土地使用貸借契約書等に基づきまして、申込方法や利用料金等の設定において、市民と市民以外とで区別をしない運営を行い、その他のスポーツ施設につきましても、スポーツセンターとの整合性を図りながら、利用料金等の設定を行ってまいりました。

しかしながら、スポーツセンターの建設から20年以上が経過し、この間、県内には多くのスポーツ施設が建設されていること等を踏まえ、より一層の市民利用の促進を前提に神奈川県と協議を行った結果、平成20年10月に、利用料金等の設定に当たって、市内、市外を区別しても差し支えないとの同意を得ることができました。

こうしたことを受け、施設利用の抽選申込に関しては、平成21年6月利用分から市内登録利用者を優先する方法に変更いたしております。

また、本市の都市公園条例では、つきみ野野球場、引地台野球場など

の有料公園施設を市外登録利用者が専用利用する場合、利用料金を倍額とする規定がありますが、スポーツ施設設置条例にはこの規定がなく、利用料金設定の考え方が異なっているため、統一性を図っていく必要があるとした背景がございます。

そこで、今回の改正内容ですが、より一層の市民優先を図るため、市内・市外別の利用料金を設定するという事で、市外登録利用者が専用利用する場合は、大和市都市公園条例に合わせ、通常支払うべき額の倍額とするというものです。

課題ですが、周知期間等々が必要でありますので、徹底した周知を図っていきたいと考えております。

次に、2点目「体育会館の利用時間区分の変更について」です。背景といたしまして、体育会館の利用時間は、昭和62年4月の開設以来、現行の3つの利用区分で運営を行ってきております。この間、利用者の入れかえと、それから用具の点検・準備などのためにそれぞれの間に1時間空けた設定となっておりますが、利用者には、利用する時間内で清掃などを行うよう指導をしております。

また、体育会館の利用率は高く、常に抽選となっており、多くの市民ニーズに対応できない状況でございます。また、施設利用者からは、利用区分変更の要望等も受けているという実態もでございます。

そこで改正の内容ですが、昼と夕方の利用者の入れかえ時における用具の確認・準備などに要するとしていた1時間を廃止いたしまして、利用時間区分を変更することで市民利用の機会の拡大を図ります。利用区分について、現行は9時から12時の3時間、それから13時から17時の4時間、それから18時から21時の3時間の3区分でしたが、こちらを9時から12時、12時から15時、15時から18時、18時から21時、それぞれ3時間の4区分に変更するものです。

課題ですが、利用区分を変更することにより、スポーツ施設予約システムの改修が必要となります。当初23年4月にシステム全体の入れかえを考えておりましたが、22年度中に改修をし、なるべく早く市民サービスの向上を図りたいということで、別途経費を、改修費用を財政当

局と調整しながら対応していきたいと考えております。

次に、施行時期ですが、平成22年10月1日を予定しています。

今後の日程ですが、4月から5月にかけて市民意見公募を行います。それから、5月にスポーツ振興審議会への諮問、答申、同じく5月の教育委員会定例会におきまして、スポーツ振興審議会の答申及び条例改正案の審議をいただきまして、6月に市議会へ条例改正案を上程いたしまして、10月1日から改正スポーツ施設設置条例を施行していきたいと考えております。

続きまして、参考資料をご覧ください。

専用利用における登録方法ということですが、スポーツ施設を専用で利用する場合には登録が必要となります。まず、個人登録ということで、これは庭球場の専用利用者が該当しますが、市内登録者は、市内在住、在学、在勤の方々に、証明書等で確認して市内登録者として認定をするということです。団体登録につきましては、団体登録は10名以上のメンバーで、市内の登録になる場合には、在住、在学、在勤が3分の2以上の場合で、この場合には、登録の際メンバー全員の方々の身分証明書等の写しで確認をしている状況です。

2点目、専用利用における平成22年3月1日現在の登録者数ですが、個人登録は2万7,891人で、市内が67.6%、市外が32.4%という状況です。団体登録は、合計788団体が登録をしており、市内が79.7%、市外が20.3%という割合です。

利用の実績について、市内、市外別の利用割合というデータですが、抽選申し込みの市内登録利用者優先を導入する以前の平成20年6月から平成21年2月は、体育会館では85.3%、それが変更後の21年6月からは、市内が97.0%ということで、11.7ポイント市内の方が多く利用できているという状況です。他の施設、庭球場、野球場、スポーツ広場等についても同じような状況になっています。

続きまして、資料2は各市のスポーツ施設の利用に当たっての申し込みの市内・市外の区分の状況、利用料金の区分の状況ということのデータです。以上です。

田 村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

20年前の発足当時に比べると、近隣の各市等でもいろいろな施設ができています。資料を見ますと、市外は貸さないという市もある中で、一応市外の人にも貸すけれども、多少料金は高くなるというようなことです。それから利用の時間帯が増えたということのようですが、ご異議等ございますでしょうか。教育長。

滝 澤
教育長

利用区分を4回にしたことによって、安全点検などの対応や、また市民の方がスポーツをしに来て怪我をするということのないように、という視点で、その辺についてスポーツ課の考えを説明願います。

林
スポーツ
課 長

従前の3区分の中でも、第1区分の9時から12時の3時間におきまして、おおむね2時間40分ぐらいで競技そのものは終了していただき、残りの15分から20分にかけて清掃をお願いしておりました。その時には、器具の撤収も一緒にやっていただきますが、新たに使うところについては、指定管理者の方でセッティングをしておりました。

今回、区分を変更する中では、その3時間の中で清掃と器具の設定につきましても、当然指定管理者の方でも一緒に手伝いながらやりますので、安全には十分注意した中で行っていきたいと、そうさせるように指示する予定です。

田 村
委員長

それで大丈夫であろうということによろしいでしょうか。

補足として、酒井文化スポーツ部長。

酒 井
文 化
スポ-ツ
部 長

従来から始業点検と終了点検をしております。実態としてさらに、休館日などに目視点検など大まかな点検をしておりますので、今までは非常にゆったりとした点検時間ということでした。

安全性については、基本的に硬いものが多く、一方でネットの破れなどは見ればすぐわかりますので、過剰に安全点検をしていた部分がございます。

他市の状況を見るといろいろな区分でっておりますが、この3時間、3時間、3時間、3時間といったところも結構多くあり、その辺のところからも実施できている状況がございますので、十分に安全点検に

対してはできると判断しております。

田 村
委員長

ほかに何かございますか。

山田委員。

山 田
委 員

金額について、かかる経費に対して使用料を決めていらっしゃると思いますが、今回時間が増えたり、それから市外の方を2倍にしたりということで、使用料金に関して、今後検討されるのでしょうか。

林
スポーツ
課 長

現行の利用料について、例えば新しくできました下福田スポーツ広場は1時間500円ということになっております。市外の方で登録されている利用者が利用すると1時間当たり500円が1,000円になりますが、基本料金の部分の見直しはありません。

収入の面として、市外の方は倍払っていただきますが、体育会館の利用状態等を見ると、市外の利用は3%ということで、その部分での増収は余り期待できません。我々の試算では、半年間で40万から50万円程度になるのかと見込んでおります。

田 村
委員長

酒井文化スポーツ部長。

酒 井
文 化
スポーツ
部 長

補足しますと、スポーツ施設設置条例の施設以外に、スポーツ課が管理しているところで都市公園条例の施設がありますが、都市公園条例に定める野球場などは市外を2倍にする規定があったため、同じスポーツ課で管理している中で、2倍のところとそうではないところと齟齬がありました。そういう状況がございますので、まず合わせていく部分があります。

さらに市民の利用として、時間帯を増やすことによって抽選倍率が下がり、市民サービスの提供にもつながっていくということがあります。

料金については、基本的にここでは変えませんが、数年に1度、財政当局が旗振りをして全庁的な見直しを行いますので、その際に行っていくということになります。以上です。

田 村
委員長

ほかにございますか。

青蔭委員。

青 蔭
委員長
職務
代理者
林
スポーツ
課 長

市外ということに大分こだわっていますが、実績としてどこの他市から多くお見えになっているのでしょうか。

恐らく、市外の登録している方というのは近隣の方でございますので、瀬谷区、藤沢市、綾瀬市、海老名市、座間市の方々が多く利用されているものと思っております。

また、在学や在勤者として大和市を利用される場合や、3分の2以上市民がいれば、残りの方が市外でも市内扱いとしますので、そういう部分での利用もあるものと思っております。

田 村
委員長

ほかにございますか。

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

本件の議案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

田 村
委員長

異議なしということですので、議案第19号は可決いたしました。

続いて、日程第5 議案第20号「教科書採択についての請願」について」を議題といたします。

本件は請願ですので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、最初に私の方から2点ほど、審議に入る前に確認しておきたいと思っております。

請願内容にもございますように、昨年3月30日の文科省から出ております通知、それからそれを受けまして20日の日に神奈川県から県の教科書の採択方針と教科書図書研究の指針が出されたと思っております。その件について確認をしておきたいと思っております。

西山指導室長。

西 山
指導室長

まず、21年3月30日付の文部科学省からの通知ですが、文部科学省初等中等教育局長より各都道府県知事などにあてた教科書の改善についての通知です。

内容的には、まず1つ目、公正かつ適切な教科書採択の実施ということで、「教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」など。

2番目としまして、教科書観の転換の件ということで、教科書をすべて学習、教え込むということではなく、従来型の教科書観についても、教科書を使っているいろいろなものを指導するというような教科書観の転換についての内容。

3点目は、発展的な学習の扱いということで、「発展的な学習内容」の記述に関する抑制的な扱いを見直すということが出されております。

続きまして、今年の4月20日に神奈川県のご定例会において採択された県の方針がございます。これは23年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針ということで、その内容は、教科用図書の採択基準、さらには教科書の調査研究の観点として、教科書物に共通な観点、各教科の観点というような形で、具体的な観点が示されているものです。

田村
委員長

20日の県の決定を見ると観点が2つあり、伝統や文化についての教育や道徳教育の事実上教科書図書調査研究の観点として新たに設定したということと、教育基本法、学校教育法、学習指導要領の内容を踏まえているかどうかということも観点と示されているようです。

そういったことを踏まえた上で質疑、討論に入りたいと思います。

森山
委員
田村
委員長

20日の資料はどこにあるのでしょうか。

ここにはありません。私は新聞で確認をいたしました。

今、指導室長から説明がありましたけれども、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

青蔭委員。

青蔭
委員長
職務
代理者
西山
指導室長

教育基本法や学習指導要領の趣旨が、これから行われます教科書採択検討委員会からの報告書にどのように反映していくのでしょうか。

今年の3月定例会において採択されました大和市の採択方針の中に、平成23年度以降4カ年使用小学校教科用図書の採択は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づき大和市教育委員会が行うとあります。

今月20日に神奈川県教育委員会において採択された平成23年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針においては、その2の教科用図書採択基準がありまして、その(1)文部科学省の教科書編集趣意書、県

教育委員会の調査研究の結果などを踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し採択するとあります。

さらに、その後の調査研究の観点（１）平成２３年度使用小学校教科用図書調査研究の観点、そのア、教科、種目に共通な観点の中に、

１点目、教育基本法において新たに規定された教育の目標及び学校教育法の第６条第２項の内容を踏まえているか。

２点目、学校教育法において新たに規定された小学校教育の目標の内容を踏まえているか。

３点目、学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。

また、教科内容の主な改善事項のうち次の事項を踏まえているかとして、言語事項の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、が明記されております。

以上のことから、大和市教科用図書採択検討委員会は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づいた教科用図書採択基準や調査研究の観点にのっとり調査研究を行い報告することになります。以上です。

田 村
委員長

請願書の内容を十分読ませていただきました。内容の趣旨は、文科省の通知と、それを受けた県から示されました指針等を受けて大和市教育委員会として判断して欲しいという内容ですので、私は特に問題はないかと考えていますけれども、ほかの委員さん方、いかがでしょうか。

森 山
委 員

この請願に入るということでよろしいでしょうか。

田 村
委員長

はい。

請願を見ていただくと、その内容については、今、室長が説明したようなことを受けてやって欲しいということだと一致すると思いますが、いかがでしょうか。

森 山
委 員

特にこの請願の内容に問題があるとは思いません。

山 田
委 員

私もこちらに書かれて請願していただいていることは、問題がないように思われます。

教科書採択検討委員会の方でもしっかりと検討されるでしょうが、私どもも教育委員といたしまして、視点をしっかり持って検討させていた

だきたいと思っております。

今回のこの請願に関しましては、法的にも、それから文科省の通知の内容のとおりのものでありますので、採択するということがいいのではないかと思います。

田 村
委員長

よろしいでしょうか、他にご意見等ございますでしょうか。

(「はい」の声)

田 村
委員長

それでは、今のご意見等を受けまして、これより議案第20号について採決をいたします。

本件について採択するということがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

田 村
委員長

異議なしということですので、議案第20号は採決いたしました。

その他

田 村
委員長

続いて、その他に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局

特にございません。

田 村
委員長

委員から特に言っておきたいことはございませんか。

(「ございません」の声)

田 村
委員長

特にないようでしたら、5月の会議の日程をお知らせします。

5月の定例会は、5月19日水曜日午前10時からとなります。

閉 会

田 村
委員長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会4月定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時47分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成 2 2 年 月 日

署名委員

署名委員

書 記

書 記